

免許更新料、受験料、各種の申請手数料、延滞料についての記載がある。

歯科助手

歯科助手の種類、登録、業務内容に関する規定がある。

歯科医療法人

歯科医療法人の定義、規定が述べられている。

歯科衛生士

歯科衛生士の種類、登録、業務内容に関する記載がある。

カリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラム

カリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラムの定義、申請方法、ガイドライン、返済条件について規定している。

4. 日本の歯科医師法にのみ記載がある条項

米国カリフォルニア州の歯科医師法にはなく、日本の歯科医師法にだけ記載のある条項には臨床研修がある。

日本では、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならないとの記載がある。

5. 米国カリフォルニア州および日本の歯科医師法両方に記載がある条項

歯科医療の定義、歯科業務、歯科医師免許、免許取得試験、罰則等に関しては米国カリフォルニア州および日本の歯科医師法両方に記載があった。

D. 考察

本研究では、米国カリフォルニア州の歯科医師法と日本の歯科医師法の比較・検討を行った。その結果、米国では州ごとに歯科医師法が定められているため、日本との単純比較はできないが、米国カリフォルニア州の歯科医師法は日本の歯科医師法に比べ詳細な記載がなされている条項が多いことが判明した。これは、米国カリフォルニア州の歯科医師法が日本での医療法、歯科衛生士法の内容を含んでいるためと考えられた。

具体的には、米国のカリフォルニア州の歯科医師法では顎顔面口腔外科、歯科麻酔に関する規定、また、歯科衛生士、歯科助手の業務内容が詳細に記載されており、日本の歯科医師法と大きく異なる点であった。日本において、しばしば問題となる医科と歯科の医療境界領域、さらに歯科衛生士と歯科助手の業務内容の区別が明確に規定されていた。

また、米国カリフォルニア州では2年ごとに歯科医師、歯科衛生士、歯科助手は免許を更新する必要があり、更新のため定められた生涯教育を履修することが義務づけられていると述べられていた。

日本の歯科医師法にのみ記載のある条項は臨床研修についてであった。

歯科医療の定義、歯科業務、歯科医師免許、免許取得試験、罰則等に関しては米国カリフォルニア州および日本の歯科医師法両方に記載があった。

E. 結論

米国カリフォルニア州の歯科医師法と日本

の歯科医師法を比較・検討したところ、最も大きく異なる点は、米国カリフォルニア州歯科医師法において歯科衛生士、歯科助手の明確な業務内容が詳細に規定されていた点であった。また、口腔外科、歯科麻酔に関する規定も書かれていた。一方、臨床研修は日本の歯科医師法のみに記載があった。こうした違いは、両国の歯科医療制度が異なることに起因するものと考えられた。その中で、米国カリフォルニア州の歯科医師法で定められていた生涯教育の義務化は、日本において質の高い歯科医療を国民に提供する上で将来必要になると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

米国カリフォルニア州歯科医師法（翻訳）

第4章 歯科

第1条 執行

1600-1621

1600

この章は、歯科に関する事業および専門職務について規定している。つまり歯科医療に関する法律である。歯科医療に関する任意の法律が規定される場合、この章を参照に規定するものとする。

1601.1

- (a) 消費者省に本章で規定するカリフォルニア州歯科審議会（以下、歯科審議会）を設置しなければならない。歯科審議会は、診療に従事する歯科医師8名、歯科衛生士1名、歯科助手1名、及び公益委員5名をもって構成するものとする。
診療に従事する歯科医師8名のうち1名はカリフォルニア州の歯科大学の教員でなければならない。また、1名は非営利の地域歯科診療所で診療を行う歯科医師でなければならない。
歯科審議会の任命権限については第1603項に記載されている。
歯科審議会は試験の実施、法の執行などの業務を行う。
- (b) この章における歯科審査会は、全て歯科審議会が行うものとする。
- (c) 歯科審議会はこの法律で規定された全ての権限を有する。現在の歯科審議会は前期の歯科審議会が行おうとしたすべての懲戒処分を引き継ぎ、執行することができる
- (d) 本条項は、2016年1月1日まで有効とし、その時点で廃止される。ただし、2016年1月1日までに新たに制定された法律、あるいは削除となった法律がない限り、その有効期限を延長する。
法律の他の規定によらず、本項を廃止することは、カリフォルニア州議会の政策委員会による審議を経た歯科審議会の決定と解釈する。

1601.2

歯科医療における免許、規制、懲戒の権限を執行するにあたって、歯科審議会は住民の保護を最優先しなければならない。住民の保護は全ての事柄に対し最優先されなければならない。

1601.3

- (a) 歯科審議会の委員は、歯科審議会に関する規制の変更や要求を評価する権限を有する。また、部門担当の法律顧問と歯科審議会の責任者との協議の後、歯科審議会に対する公聴会を開催する権限を有する。歯科審議会は、提案された法律の変更に関するあらゆる内容、および、変更の必要性とその理由について記載しなければならない。
- (b) 本条項のいかなる条文もカリフォルニアの歯科衛生士委員会第9条（第1900項～）を制限、変更、廃止することはできない。

1601.5

第1601項に記載された「診療に従事する歯科医師」はカリフォルニア州の歯科大学の教員や医科大学の歯科系講座の教員が含まれる。

1602.

歯科審議会の構成員は、公益委員を除く全員が、任命されるまでに最低5年間、カリフォルニア州で歯科診療に積極的かつ合法的に従事していなければならない。

歯科審議会の歯科衛生士および歯科助手は、委員に任命されるまで最低5年間、カリフォルニア州で資格を登録されている者でなくてはならない。

歯科審議会の公益委員は歯科部門の下部委員会、第1000項および第3600項に規定される委員会、または任意の他の委員会における有資格者であってはならない。

歯科審議会におけるカリフォルニア州の歯科大学の教員や医科大学の歯科系講座の教員は1名とする。
公益委員を含む歯科審議会の委員は、カリフォルニア州の歯科大学、歯学系講座のある医科大学と利害関係があってはならない。

1603.

最初の任命の場合を除き、歯科審議会の委員は任期を4年とし、各委員は後継者の選任及び業務の引継ぎが完了するまで、または任期満了1年後まで委員として在任することができる。

任期中に発生した欠員は、発生後30日以内に、任期期限までの間、欠員を補充しなければならない。

歯科審議会の再任は2期までとする。

カリフォルニア州知事は、3名の公益委員、1名の歯科衛生士、1名の歯科助手、および8名の歯科医師を歯科審議会に任命する。

上院議事規則議会の議長は、2名の公益委員を任命しなければならない。

知事が最初に任命した歯科審議会の歯科医師 1 名および公益委員の 1 名は任期を 1 年間とする。知事が歯科審議会に任命した歯科医師 2 名は任期を 2 年とする。知事が歯科審議会に任命した公益委員 1 名および歯科医師 2 名の任期は 3 年とする。知事が歯科審議会に任命した歯科衛生士、歯科助手、歯科医師 3 名は任期を 4 年とする。上院議事規則議会の議長が任命した公益委員 2 名は任期を 4 年とする。

1603a.

2 期務めた歯科審議会の委員は再任の対象とはならない。ただし、欠員の補充要員として任期を務めた期間は任期として加算されない。

1604.

歯科審議会の委員に住所や資格の変更が生じた場合、必ず報告しなければならない。
申請された住所に郵送される全ての通知は歯科審議会の委員が受け取ったものとみなす。

1605.

知事は、この章で記載された義務に対する怠慢、能力の欠落、専門家として不適切、または不名誉な行為があった場合、いつでも委員を解任することができる。

1606.

歯科審議会から委員長、副委員長、書記を選出する。役員の選定は、この章の 107 節に規定する。

1607.

歯科審議会は年に 1 度、サンフランシスコおよびロサンゼルスで歯科大学の学位授与式に際し、受験者の試験を行う。また、この業務の時間と場所を歯科審議会は指定することができる。

1608.

歯科審議会の臨時会議は委員長の招集または 4 人以上の委員によって開催することができる。
臨時会議の時間、場所、および議題について、会議開催の 15 日前までに執行役員が各委員に郵送し、書面により通知されなければならない。

1609.

歯科審議会会議の開催は全委員の同意により決定される。この際、欠席した委員の同意は書面でも可である。

1610.

歯科審議会の全ての会議で決議の定足数は 8 名である。

1611.

歯科審議会はその目的を遂行し、この章の規定を施行しなければならない。
歯科審議会はこの章の規定に基づいて歯科医師の試験を実施し、試験に合格した者に免許を与える。
また、この章の記述に基づいて、歯科審議会は、定められた手数料を収集する。

1611. 3.

歯科審議会は、2013 年 1 月 1 日まで、第 138 節の要件に準拠しなければならない。
歯科審議会は歯科医師を統制し、歯科医師に歯科審議会の電話番号やインターネットアドレスを提供する。
歯科審議会は、その通知を公開するものとする。

1611. 5.

歯科審議会は、歯科医師が法に抵触し、懲戒処分の対象となりうるとみなされた場合に、その帳簿、診療録、および施設を調査する調査委員を組織することができる。
歯科医師免許を持つ者の過失に対する捜査の根拠、免許の取り消しについては第 1670 項に規定されている。

1612.

歯科審議会は全ての歯科医師免許保持者の氏名を記録し、保持する。

1613.

歯科審議会はカリフォルニア州歯科審査会の印を保持し、使用する。

1614.

歯科審議会は、この章の規定と矛盾しない限り、以下の項目について必要な規定を設定できる

- (a) 会議の開催
- (b) 試験の実施
- (c) 免許の発行と再発行
- (d) 歯科大学設立基準の策定

- (e) 試験科目
- (f) この章の規定の管理と実施。

これらは行政手続法の規定に基づき、策定、改正、廃止される。

1615.

歯科審議会の委員は、第 103 項に定める日当や経費が支給される。書記は職務の遂行に必要な旅費、その他の費用を請求することができる。書記はその役職に対する給与を受けてはならない。

1616.

歯科審議会は、必要に応じて調査委員、事務員などを採用する権限を有する。また、顧問弁護士を任命し、その業務を規定し、給与を決定する権限を有する。
歯科審議会の委員とその被雇用者は必要な旅費が支給される。歯科審議会が採用した調査委員は、歯科診療を調査するための実地訓練を受ける。

1616.5.

- (a) 歯科審議会は理事の承認を得て、公務を免除された者に対し、執行役員として任命された者がこの章で規定された職務を全うするための権限を与える。
- (b) この条項は、2016 年 1 月 1 日まで有効とし、2016 年 1 月 1 日までに制定された法令がない限り、その有効期限を延長する。

1616.6.

歯科審議会における常勤職員の責務は、歯科診療補助に関連する事項を管理することである。他に、執行役員の指揮の下、教育、試験、免許に関する事項を取り扱う。

1617.

執行役員が正式に認定した歯科審議会の記録、あるいはその複写は、カリフォルニア州の裁判所における重要な証拠となる。

1618.

全ての歯科審議会の記録は指定された事務所に保管されなければならない。執行役員は、第 163 項に定める手数料の支払いに関する書類の複写を求められた場合、その請求に応じなければならない。歯科審議会が徴収した手数料は、カリフォルニア州財務省に寄託される。

1618.5.

- (a) 安全衛生法第 1345 項で定義している、医療サービスプランにおける歯科医療の質に関する違反の告発があった場合、歯科審議会は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章（第 11500～）に規定された行政聴聞会の事務所に提出された告訴を、医療健康管理局の局長に提出しなければならない。
その告発が虚偽または不正な情報源によるものや、悪意によるものでない場合は、カリフォルニア州、歯科審議会および医療健康管理省の各部署の理事または役員、代理人、従業員、職員、請負業者に責任および対応の義務は一切生じない
- (b) 安全衛生法第 1380 項副項(i)に基づき医療健康管理局局長によって提供される非公開の報告書の内容について、歯科審議会の執行役員および職員は、その機密を保持しなければならない。

1619.

種々の答案用紙は 1 年間保存された後に、破棄される。歯科審議会、出願人、出願人に調査を委託された者、所轄の裁判所が取り調べにおいて試験の質問内容が関連しているとした場合、あるいは第 110 項、第 153 項に指定された理事は閲覧可能である。

1619.1.

第 1619 項に関わらず、歯科審議会に歯科医師国家試験の答案用紙を保存する義務はない。

1620.1.

消費者問題省は、歯科審議会および理事会、消費者保護会の合同委員会によって歯科助手の業務範囲を検討する。
この合同委員会は、第三者機関に包括的な分析を委託しなければならない。
合同委員会は、単独の機関による承認によらず、各省庁間の連携をとり、承認を得るものとする。
歯科審議会はこの包括的な分析に関連する費用をすべて負担する。
合同委員会は 2002 年 9 月 1 日までに議会へのその調査結果を報告しなければならない。

1621.

歯科審議会は、免許試験の運営にあたり、次の基準を満たす審査官を任用する。

- (a) カリフォルニア州において歯科医療に従事する免許証を所持しする者。またはこの章で規定する歯科診療補助に従事するいずれかの免許を有する者。

- (b) 歯科医師免許あるいは細目 (a) に記載の免許を有し、5 年以上臨床に従事している者。
- (c) 大学、その他教育機関の教官で、与える免許の資格に関する教育を行っている者は除く

第 2 条 免許および業務

1625-1636.6

1625.

歯科医業とは、ヒトの歯、歯槽骨、歯肉、顎、または関連する領域の疾病の診断および外科的治療や、矯正治療などのことであり、診断や治療に必要とされるすべての投薬、麻酔、診査などの手段が含まれる。

このほか、この章で定義される歯科医業とは以下のいずれかに該当する場合をいう。

- (a) 広告、新聞又はその他の方法で自分自身が歯科医師であることを表明
- (b) ヒトの歯、歯槽骨、歯肉、顎、または関連する領域の疾病の診断および外科的治療や、矯正治療
- (c) 本人あるいはその代理の者が、ヒトの歯、歯槽骨、歯肉、顎、または関連する領域に対して何らかの処置を行うこと、あるいは冠橋義歯、有床義歯などの補綴装置や矯正装置などを修理、販売していることを標榜
- (d) ヒトの歯、歯槽骨、歯肉、顎、または関連する領域の治療を行うための診査
- (e) 歯科診療を行う施設の管理運営

1625.1.

- (a) 以下に該当する事業者が免許保有者や歯科助手を雇用し、専門的なサービスを提供する場合、第 1625 項における歯科医業とはみなされない。
 - (1) 安全衛生法第 1204 項副項 (a) に規定されるプライマリケアクリニック
 - (2) 安全衛生法第 1204 項副項 (b)、(c) または第 1206 項副項 (h) において免許規定から除外されるプライマリケアクリニック
 - (3) 公立病院または保健制度により所有または運営される診療所。
 - (4) 福祉施設法の第 17000 項における郡政府との契約を交わした病院が所有・運営する診療所
- (b) 免許保有者や歯科助手がこの章で規定する範囲内で歯科医業を行う場合、副項 (a) で定義された事業者が、その専門的判断を妨害、制限または誘導してはならない。事業所における免許保有者の占める割合の規定は、副項 (a) に定める事業所には適用されないものとする。

1625.2.

- (a) 寄付や政府の資金によって非課税の非営利法人が所有あるいは運営している事業所で、以下の全てに該当する場合は、金銭の授受、物販、サービスなどの歯科医業が行われても、第 1625 項副項 (e) の規定に基づき、無免許での歯科医業とはみなされない。
 - (1) 規定に基づき、事業所が行う歯科医業を歯科審議会が認可
 - (2) 免許保有者や歯科助手がこの章で規定する範囲内で歯科医業を行う場合、事業者が、その専門的判断や医療行為を妨害、制限または誘導しない。
 - (3) 事業所における免許保有者および歯科助手が、この章におけるすべての規定に準拠した歯科医業を行う。
 - (4) 事業者がこの章および州法、連邦法のすべての規定に準拠している。
- (b) この条項は、以下のいずれかに該当する事業所には適用されない。
 - (1) 安全衛生法第 1204 項副項 (a) に規定されるプライマリケアクリニック
 - (2) 安全衛生法第 1206 項副項 (b) (c) (h) に基づき免許を免除されるプライマリケアクリニック
 - (3) 公立病院や保健制度により所有または運営される診療所。
 - (4) 福祉施設法の第 17000 項における郡政府との契約を交わした病院が所有・運営する診療所

1625.3.

- (a) 第 1625.4 項の要件が満たされていれば、他の法律の規定にかかわらず、歯科医師が就労不能または死亡時に、次に掲げる者に対し、免許保有者および歯科助手を採用することを許可し、また、第 1625 項の規定により歯科医業の業務に当たらない場合、歯科医の死亡または就労不能になった時点から 12 ヶ月以内は専門的なサービスを提供することができる。
 - (1) 法定後见人、後见人、または就労不能の歯科医師の代理人
 - (2) 死亡した歯科医師の遺産執行者または管理者
 - (3) 歯科医師の就労不能または死亡により、歯科診療所の処分が必要となった場合の指定された管財人または後継者
- (b) 免許保有者や歯科助手がこの章で規定する範囲内で歯科医業を行う場合、(a) に規定された者が、その専門的判断を妨害、制限または誘導してはならない。

1625.4.

- (a) 就労不能または死亡した歯科医師が個人で所有する歯科診療所の場合、第 1625.3 項副項 (a) に規定された者は、歯科診療所の運営を継続するために、カリフォルニア州歯科医師免許保有者と契約することができる。その期間

は歯科医の死亡または就労不能になった時点から12ヶ月以内あるいは、12か月以内で歯科診療所が処分されるまでのいずれかである。この条項が適用されるのは以下のすべての条件を満たした場合である。

- (1) 第1625.3項副項(a)に規定された者が歯科審議会に以下の内容と、歯科医師の死亡または就労不能の通知を提出する。
 - (A) 死亡または就労不能となった歯科医師の氏名および免許証番号
 - (B) 歯科診療所の名称と住所
 - (C) 歯科医師が死亡している場合は、氏名、住所、不動産や資産の税識別番号
 - (D) 死亡または就労不能になった歯科医師に代わり、歯科診療所の運営を継続する歯科医師の氏名と免許証番号
 - (E) 提出された内容が事実であり、第1625.3項副項(a)で規定された者あるいはその管財人が契約した歯科医師の専門的な判断に干渉した場合は、歯科医業の即刻停止となる旨の同意書。提出された書類に虚偽が発覚した場合は検察により、10,000ドル(\$10,000)の民事罰を受ける。この細目に規定された民事罰は民事判決によって決定される。
- (2) 診療に従事する歯科医師は、歯科審議会によって認可を受け、かつ、その免許は、現在有効なものであり、失効している場合は対象外となる。
- (3) 第1625.3副項(a)に規定された者あるいは診療を継続する歯科医師は、歯科医師の死亡または就労不能となった時点から30日以内に、その患者に対して担当歯科医師の死亡または就労不能となった旨、および患者の連絡先を診療録から知りえた経緯を既知の最新のアドレスにメールしなければならない。この通知には今後、診療の継続に必要な内容が含まれる。30日以内に届出要件が提出できない場合は、以下の副項(b)に基づき歯科医業の停止となる。契約を受けた歯科医師は、患者情報の取り扱いに関して、患者または患者の保護者、または患者の法定代理人の同意書を得なければならない。
 - (b) 契約をした歯科医師による患者情報の取り扱いに関して、歯科審議会が本条項に反していると判断した場合、規定により歯科医業の停止を命じることができる。歯科審議会は副項(a)の(1)の(B)の連絡先に書面で通知しなければならない。本条項に違反している旨の通知を受領後、10日以内に返信がない場合、歯科審議会は歯科医業を即刻停止させることができる。
期限内に控訴された場合、歯科審議会は非公式に聴聞会を開く。
非公式の聴聞会の後、10日以内に歯科審議会の最終決定が通知される。
カリフォルニア州行政法第2編第3段第2部第5章(第11500~)によらず控訴することはできない。
- (c) 副項(b)の規定によらず、第1625.3項(a)で規定された者あるいはその管財人が、契約した歯科医師の専門的な判断に干渉した場合、あるいは本条項に違反し、人民の健康、安全、福祉を脅かすことが明確である場合、歯科審議会は歯科医業を即刻停止させることができる。
- (d) 副項(b)における非公式の聴聞会を開催せずに歯科医業の即刻停止を命じる通知は副項(b)の(1)の(B)または(C)に記載された第1625.3項(a)に該当する者の連絡先、および副項(a)の(1)の(B)で規定された契約歯科医師に送付されなければならない。
- (e) 副項(d)に基づき歯科医業の即刻停止を命じる通知を受けた者が、30日以内に請願書を歯科審議会に提出した場合、歯科審議会は請願書の提出から30日以内に非公式の聴聞会を開催する
- (f) 非公式の聴聞会を開催する旨の通知は副項(b)の(1)の(B)または(C)に記載された第1625.3項(a)に該当する者の連絡先、および必要に応じて副項(a)の(1)の(B)で規定された契約歯科医師に送付されなければならない。
- (g) 本条項に施行するにあたって必要な情報を歯科審議会は提出しなければならない。

1625.5.

歯科医師免許の申請に必要な項目、および第6条(第1715で始まる)に規定される免許の更新に関する通知。

“2008年1月1日発効 歯科医師の死亡または就労不能により、法定後見人、後見人、または就労不能の歯科医師の代理人、死亡した歯科医師の遺産執行者または管理者、歯科医師の就労不能または死亡により、歯科診療所の処分が必要となった場合の指定された管財人または後継者である、歯科医師以外の者が歯科医師と契約し、第1625.3項および第1625.4項における特定の要件を満たし、かつカリフォルニア州歯科審議会に所定の書類を提出し、診療基準を満たしている場合、12か月以内であれば死亡または就労不能の歯科医師の診療所を継続することを法的に認める。本人および財産管理者はこれらの要件および通知の方法を熟知する必要がある。詳細はカリフォルニア州歯科審議会にお問い合わせのこと。”

1626.

有効期限内の免許あるいは歯科審議会の特別許可を得ていない者が、カリフォルニア州において、個人的あるいは公的に歯科医業を行うことは違法である。

ただし、以下の場合はこの章で規定する対象から除外される。

- (a) 医師法で規定された内科医あるいは外科医の免許保有者による口腔外科治療
- (b) 歯科審議会が認定した歯科大学の歯科学生、歯科衛生士学生の教育、米国歯科医師会または歯科審議会によって認定された高度な歯科教育。
- (c) 歯科審議会が認定した歯科大学における、他の州や国の歯科医師免許保有者の臨床実習
- (d) 事前に歯科医師会、医師会、その他の関連する会合で臨床技能を披露したことのある他の州や国の歯科医師免許保有者。ただし、この場合は歯科審議会の事前の承認が必要である。
- (e) 冠橋義歯、有床義歯、その他の補綴物、または矯正装置の作成、修理、シェードテイキングのために、歯科医師が鑄造または印象採得した場合、しかし、歯科医師の署名のもとにこれらの作業が発注された場合、または歯科医師の監督のもとに行われた場合。これらに違反した場合は起訴される。

補綴物、または矯正装置の作成、修理などは歯科医師によって行われるものであり、この副項に違反する場合は全て違法である。

- (f) 歯科用品の製造・販売
- (g) 歯科大学を持たない州からカリフォルニア州歯科医師試験を受験者とする者。ただし、事前に歯科審議会の審査および承認が必要である。
- (h) 空軍、陸軍、沿岸警備隊、海軍や、米国公衆衛生局、退役軍人援護局、まインディアン事務局の公務における歯科診療

1626. 2.

この章における歯科医師は、第 805 項副項 (2) (a) に規定される免許取得者であり、したがって、副項 (b) の規定により第 2290.5 項に規定される健康管理士である。

1626. 5.

- (a) 歯科医師および歯科医療法人は鍼治療による料金および対価を受領してはならない。
- (b) 歯科医師は複数の鍼治療を行う者を雇用してはならない。
- (c) 歯科医師または歯科医療法人歯科医師 20 人に対して 2 名以上の鍼治療を行う者を雇用してはならない。

1626. 5.

第 1626 項に歯科助手の学生を加える。歯科審議会が認定した学校の歯科助手学生の臨床実習、歯科審議会によって認定された歯科教育プログラムにおいてはこの章の規定から免除される。

1627.

歯科医師免許は有効期限が切れるか、この章の規定により没収されるまで、有効である。

1627. 5.

- (a) この章で規定された免許を持たぬ者が、臨床実習の場以外で緊急事態に遭遇し、救急医療を行った場合、または、免許保持者の要請により救急医療を行った場合、免許を持つ者の事前の処置により生じた合併症に対して救急医療を行った場合、その者が民事損害賠償責任を負う。
- (b) この章で規定された免許を持つ者が、政府法規の第 8588、8625、8630 項に規定された緊急事態、あるいは安全衛生法第 101080 項による衛生上の緊急事態において、自らの善意に基づいて、その歯科医学教育で学んだ内容通りに救急医療を行った場合、過失による死傷、物的損害に対して責任を問われない。
ただし、この細目は、重大な過失または故意の作為または不作為については免除されない。また、副項 (a) を制限するものではない。
- (c) 他の法律の規定にかかわらず、政府法規の第 8625 項に基づき緊急事態の宣言が発せられた場合、歯科審議会は救急医療の提供のため、この章に定められた法の規制を解除することができる。

1627. 7.

- (a) 以下の場合、歯科治療中に起こりうる事態を事前に知らせることができなくても、歯科医師は、緊急事態における診療所や病院で発生する負傷または死亡に対する責任を負わない。
 - (1) 患者が意識を失っていた。
 - (2) 緊急の治療が必要で患者にすべてを説明する時間がないと歯科医師が判断した場合
 - (3) 法律上、同意を得ることができない患者に対して治療が行われ、歯科医師が緊急の治療が必要で患者に説明する十分な時間がなかったと判断した場合
- (b) この項目は歯科医師の説明不足により生じた傷害、死亡について適用され、歯科医師の治療中の過失には適用されない。
- (c) 本項目において
 - (1) 「歯科医師」とは、この章の規定により歯科医師免許を持つ者のことである。
 - (2) 「病院で発生した緊急事態」とは、緊急治療室に限定されず、病院内において、激しい痛みの緩和、緊急治療がなされなければ死亡もしくは重篤な障害につながるような状態に対する迅速な診断と対処のことである。
 - (3) 「病院」とは安全衛生法第 1250 項副項 (a) で定義されている一般急性期病院のことである。
 - (4) 「歯科診療所で発生した緊急事態」とは、病院以外での診療所において歯科医師が患者に対して行う激しい痛みの緩和、緊急治療がなされなければ死亡もしくは重篤な障害につながるような状態に対する迅速な診断と対処のことである。

1628.

18 歳以上で以下の要件を満たせば試験を受験することができる、

- (a) この章で規定する審査料を支払う。
- (b) 歯科審議会が承認する歯科大学の卒業証書、1921 年以後の卒業であることの証明、必要な課程をすべて終了していることを証明する書類の提示。歯科審議会が承認し、相互認定協定を締結している外国の歯科大学を含む。
- (c) 試験中の受験者によって患者に傷害が残った場合の賠償責任を果たし得ることの保証書
- (d) 申請者が外国人の歯学部で歯科医師または口腔外科の学位を取得している場合は以下の証明書を歯科審議会に提出する。

- (1) 第 1636.4 項により歯科審議会が承認した歯科大学の全課程を修了したこと証明する書類。
- (2) 卒業証書または学位記
- (e) 第 1636.4 項に基づき、歯科審議会の承認を受けていない外国の歯科大学を卒業した者は、カリフォルニア州法第 16 編第 10 部第 2 章第 1 条 (第 1024 項～) に基づき、歯科審議会が承認した歯科大学において歯科医師あるいは口腔外科医と同等の教育を 2 年以上受けるまで、受験資格は与えられない。
この細目は、2004 年 1 月 1 日までに第 1636 項の要件を満たしていた者、または、第 1628.2 項に規定された要件を 2008 年 12 月 31 日までに満たしていた者に対しては適用されない。
2004 年 1 月 1 日までに第 1636 項の要件を満たしていた者、または、第 1628.2 項に規定された要件を 2008 年 12 月 31 日までに満たしていた者は第 1633 項副項 (b) (c) に従い、第 1632 項に定める試験を受ける資格がある。
- (f) 副項 (d) 及び (e) は歯科審議会が承認し、相互認定協定を締結している外国の歯科大学において、歯学部で歯科医師または口腔外科の学位を取得している場合は除く。

1628.5.

以下の項目に該当する場合、歯科審議会は歯科医師免許および歯科助手免許、歯科医療法人の登録に対して、申請を拒否することができる。

- (a) この規定に基づき発行された免許の停止又は取消し処分を受けた場合
- (b) 第 480 項の規定の下、免許の申請を拒否するに相当する罪を犯し、有罪判決を受けた場合
- (c) 無免許で報酬を得た場合
- (d) 他の州または准州で免許の停止または失効を受けている場合。
本項は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章 (第 11500～) に準拠して実施されるものとし、歯科審議会は、そこに付与されたすべての権限を有する。

1628.7.

- (a) 歯科審議会は、その独自の裁量により、歯科医師または歯科助手免許の試験受験者に対し、仮免許を発行することができる。
歯科審議会が仮免許を発行する条件は以下の通りである。
 - (1) 試験を正常に終了した
 - (2) 医学的又は心理学的な診断書を提出
 - (3) 医学的又は心理学的治療を継続している
 - (4) アルコールや薬物の使用を控える
 - (5) アルコールあるいは薬物乱用の検査を受ける
 - (6) 歯科審議会が認定するリハビリプログラムに継続的に参加
 - (7) 診療状況を制限
 - (8) 生涯教育を履修
 - (9) 雇用主に資格を通知
 - (10) 保護観察に従う
 - (11) 歯科医療に関するすべての法令を遵守
 - (12) 歯科医師の監督下で診療を行う
 - (13) 薬剤を処方する権限の制限
- (b) 仮免許期間は 3 年までとし、免許取得者は、歯科審議会に仮免許の終了、または第 1686 項 (b) に基づく仮免許の内容変更を申請する。
- (c) カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章 (第 11500～) に準拠して手続を実施し、歯科審議会がすべての権限を有する。
- (d) 歯科審議会は仮免許に関するガイドラインを作成し、定期的に評価、修正を行う。

1629

- (a) 歯科審議会の委員は受験者に対し、資格や修業の証明を提出させることができる。
- (b) 受験者は外国人である場合も含めて、犯罪歴の確認と身分証明のため、米連邦捜査局 (FBI) および州連邦刑事司法機関に指紋を提出する。指紋情報は刑法第 11105 項の規定に基づき管理され、第 1.5 条 (第 475 項～) または第 1628.5 項に基づき免許交付の可否免許の拒否を判断する。

1630.

カリフォルニア州における歯科医師試験は第 1632 項の規定に従い、その臨床能力試験および英語による筆記試験を行う

1632.

- (a) 受験者は米国歯科医師国家試験の筆記試験 I と II に合格すること
- (b) 歯科審議会はカリフォルニア州法および倫理に関する試験を行う。受験料は歯科審議会に収める。上記に加え、受験者は出身歯科大学の卒業証書あるいは卒業見込みであることの証明を試験の 15 日前に提出すること。歯科審議会による合格通知は発行より 2 年間有効である。

- (c) 第 1632.5 項に規定する場合を除き、試験の合格基準は以下に定める。
- (1) 歯科審議会が承認したカリフォルニア州の歯科大学に在籍する者の試験結果のポートフォリオ評価は、第 1632.1 項に基づき歯科審議会が承認し、標準化された臨床能力試験であり、受験者は歯学部卒業時に合格していなければならない。受験者は事前に出身歯科大学の卒業証書あるいは卒業見込みであることの証明とポートフォリオ評価に対する受験料 350 ドルを歯科審議会のカリフォルニア州歯科基金に入金すること。
- (A) 歯科審議会は本項に規定された内容が確認されるまでポートフォリオ評価を行わない。本項の規定が達成された場合は Web サイトに掲示する。
- (B) 歯科審議会は本項の規定が達成された場合、議会および法律顧問へ書面で通知する。
- (2) 西部地域歯科審議会による試験に合格した場合も歯科審議会は合格と認める。
- (d) 第 1628 項副項 (b) の規定にかかわらず、歯科審議会は次のいずれかを実行する権限がある
 - (1) まだ大学を卒業していない受験者の受験申込の受理。
 - (2) 副項 (c) (2) に規定された大学を卒業していない受験者の受験申込の受理。
 いずれの場合においても、副項 (1) (c) の規定通り、1 年以内に受験者が出身歯科大学の卒業証書あるいは卒業見込みであることの証明を歯科審議会に提出しなければならない。

1632. 1.

- (a) 第 1632 項副項 (1) (c) で規定されたポートフォリオ評価を標準化するために、歯科審議会は最低 2 年に 1 回、試験官の評価摺合せを行う。歯科大学の試験内容は歯科審議会によって隔年で審査を受けなければならない。
- (b) 歯科審議会は本項および第 1632 項副項 (1) (c) の規定されたポートフォリオ評価を監督する義務を負うが、歯学部の教育課程に干渉してはならない。
 歯科審議会は歯科大学と協議の上、ポートフォリオ評価の提出期限を定める。
- (c) 歯科審議会は、歯科大学と協議の上、ポートフォリオ評価に必要な最小の臨床経験数を定める。
- (d) 臨床能力試験には以下の内容が含まれるものとする。
 - (1) 1 口腔単位での診断と治療計画
 - (2) 歯周疾患
 - (3) 直接修復
 - (4) 間接修復
 - (5) 可撤性義歯
 - (6) 歯内療法

1632. 5

- (a) 専門試験サービス部門は、第 139 項の要件に準拠するために西部地域歯科審議会による試験を第 1632 項 (2) (c) に優先する。専門試験サービス部門が基準を満たしていないと判断した場合は第 1632 項 (2) (c) は適用されない。
 西部地域歯科審議会による試験は 2004 年度のカリフォルニア歯科審議会によって 2005 年 9 月 30 日までに再評価される。
 2005 年 1 月 1 日以後、西部地域歯科審議会による試験に合格した者は、第 1632 項副項 (2) (c) の要件を満たしているものとみなす。
- (b) 西部地域歯科審議会による試験は第 139 項の要件に準拠しているか定期的に評価される。
- (c) 西部地域歯科審議会による試験は、州法第 12944 項副項 (a) に準拠していなければならない
- (d) 歯科審議会および理事会、消費者保護会の合同委員会によって、西部地域歯科審議会による試験とカリフォルニア州歯科審議会による試験の合格率を比較検討し、報告しなければならない。
 この報告においては試験内容が公平であるかを評価する。

1632. 6.

- (a) 第 1632 項副項 (c) (1) を継続していく上で、歯科審議会は、ポートフォリオ評価が第 139 項の要件を満たしているかを検討する。要件を満たしていないと判断した場合は、第 1632 項副項 (c) (1) は効力を失う。歯科審議会による再評価は 2016 年 12 月 1 日までに完了し、議会に提出しなければならない。
- (b) 本項に基づく議会への報告は、州法第 9795 項に準拠していなければならない。
- (c) この条項は、州法第 10231.5 項に基づき、2020 年 12 月 1 日に無効となる。

1633.

- (a) 履修科目において上位 85% の成績を修めた場合、2 年以内であれば、受験者はその科目の試験を免除される。
- (b) 第 135 項の規定にかかわらず、第 1632 項に規定された試験に 3 回連続で落第した者は、最後の試験後、50 時間の補講を受講しなければならない。
 補講は歯科審議会または同等の組織が認定した歯科大学において最後の試験日より 1 年以内に受講しなければならない。
- (c) 3 回の試験ごとに副項 (b) に記載の補講が必要である。補講を受けた者はその証明書を歯科審議会に提出しなければならない。

1634

試験合格者は、第 1612 項の規定に基づき、歯科審議会に歯科医師として登録される、カリフォルニア州歯科医師免許が与えられる。

1634. 1.

第 1634 項の規定にかかわらず、以下の書類をすべて歯科審議会に提出した場合は、免許が与えられる。

- (a) 申請書および手数料
- (b) 歯科審議会または米国歯科医師会の歯科認定委員会により認定を受けた歯科大学の卒業証書。
- (c) 歯科審議会または米国歯科医師会の歯科認定委員会により認定を受けた一年以上の高度先進的な臨床教育プログラムの修了証。高度先進的な臨床教育プログラムはカリフォルニア州歯科審議会が認定する臨床研修が含まれる。
- (d) 歯科医師国家試験の合格証
- (e) カリフォルニア州法および倫理試験の合格証
- (f) 出願日より 5 年以内に免許試験に不合格となっていないこと。

1634. 2.

- (a) 第 1634. 1 項副項 (c) における高度先進的な臨床教育プログラムが第 139 項を遵守しているかを評価しなければならない。
- (b) 第 1634. 1 項副項 (c) における高度先進的な臨床教育プログラムは州法第 12944 項副項 (a) の要件を満たすものとする。
- (c) 第 1634. 1 項副項 (c) における高度先進的な臨床教育プログラムは歯科審議会の試験内容に適合してはいくならない。
歯科審議会は専門試験サービス部門とともに臨床研修プログラムの修了認定に記載された内容の整合性を確認しなければならない。
また、歯科審議会は臨床研修プログラムに、2008 年 1 月 1 日施行の緊急規制に関する内容を取り入れる。
- (d) 歯科審議会および理事会、消費者保護会の合同委員会は 2007 年 1 月 1 日以後の再評価の際、歯科医師に対する苦情件数を合同委員会および議会に報告する。報告書には、苦情とその対応について記載する。報告書は内容が公平を期さなければならない。

1635. 5.

- (a) 第 1634 項の規定にかかわらず、歯科審議会は以下の全てを提出した場合は試験を受けなくても免許を与える
 - (1) 申請書と手数料。
 - (2) 有効な他州の歯科医師免許
 - (3) 現在、診療に従事していることの証明書。あるいは申請日より起算して、歯学部で 7 年以上、常勤の教員として勤務し、5 年間で 5000 時間以上臨床実習に従事していたことの証明書。次のいずれかの文書が提出されている場合は要件が満たされるとみなされるものとする：
 - (a) 一般歯科 5 年間の 2 年分に相当する一般歯科、先進総合歯科、あるいは専門医研修の米国歯科医師会認定臨床研修プログラム修了証
 - (b) 安全衛生法第 1204 項副項 (a) に規定されたプライマリケアクリニック、安全衛生法第 1206 項副項 (c) に規定された免許免除プライマリケアクリニック、または公立病院や保健制度により所有または運営される診療所、福祉施設法第 17000 項における郡政府と契約を交わした病院が所有・運営する診療所のいずれかに 2 年以上、常勤で勤務することへの同意書。歯科審議会は、定期的にこれらの要件が遵守されているかを検証する。これらの要件が満たされていない場合、歯科審議会は免許を取り消すことができる。常勤の定義は歯科審議会が定める。
 - (c) カリフォルニア州歯科審議会によって承認された歯科医学教育プログラムで 2 年間、常勤で臨床教育に携わることへの同意書。歯科審議会は、定期的にこれらの要件が遵守されているかを検証する。これらの要件が満たされていない場合、歯科審議会は免許を取り消すことができる。常勤の定義は歯科審議会が定める。
 - (4) 他州で刑罰の対象となっていないことの証明書。刑罰の対象となっていた場合は、第 4 条 (第 1670 項～) に基づき、歯科審議会が、必要な資料を請求し、免許申請の適否を判断する。
 - (5) 全米医師データベースと連邦麻薬取締局からの情報開示に対する同意書。第 4 条 (第 1670 項～) に基づき、歯科審議会が、必要な資料を請求し、免許申請の適否を判断する。
 - (6) 申請日より 5 年以内に、歯科医師免許試験に不合格となっていないことの証明証。
 - (7) 以下に反する場合は免許取り消しとなることの同意書。
 - (A) 提出された証明書が真実かつ正確である。
 - (B) 申請者が第 810 項に違反する行為で有罪判決を受けていないこと。
 - (8) 申請日より 2 年以内に生涯教育 50 単位の修了証。生涯教育とは、第 1645 副項 (b) の規定により、歯科審議会が定める必須の科目を含む。
 - (9) 歯科審議会が指定するその他の証明
 - (b) 歯科審議会は州外の歯科医師に以下の情報を提供する。
 - (1) 歯科医師が不足している地域
 - (2) 歯科医師を必要としている非営利の歯科診療所や公立病院
 - (c) (1) 歯科審議会は、カリフォルニア州の歯科医師に対する本項目の影響を検討し、2008 年 1 月 1 日までに議会の財政政策委員会に報告しなければならない。報告は、副項 (a) (3) (B) の臨床経験を補う要件を含む。報告には以下が含まれる
 - (A) 他の州からの申請者の合計数。

- (B) 本項目に従って、免許を受けた者、ならびに免許を受けられなかった者の数、および免許が付与されなかった理由。
- (C) 本項目に規定されている歯科医師が臨床に従事した場所。
- (D) 本項目の規定に基づき、農村地域、歯科医師の不足している地域、歯科医師のいない地域で診療に従事した歯科医師の数
- (E) 本項目の規定に従い、診療に従事した歯科医師が診療を継続した期間。これは、副項 (C) および (D) に記載されている歯科医師数を別々に報告する。
- (2) 歯科審議会は、歯科医師が臨床に従事する場所を区分する際、研究に用いられる医療圏、または適切な地理的区分を用いる。
- (3) 副項 (1) に定める項目について、歯科審議会が適当と判断した場合、プライマリケア歯科医師と専門歯科医を別々に報告する。
- (d) 歯科審議会は第三者機関に申請書の確認を委託する。
免許の申請者から提出された資料の保管および機密保持について、第三者機関は歯科審議会と同等の法的規制を受けることに同意しなければならない。
- (e) 歯科審議会は副項 (a) (3) (B) または (C) の規定により免許を受けた者は副項 (a) (3) (B) で定めた診療施設あるいは副項 (a) (3) (C) で定める教育機関でのみ、診療および教育に従事できるよう制限する。
2年の任期が満了すると、免許のすべての制限が取り除かれ、カリフォルニア州で診療に従事することが可能となる。
- (f) 他の規定によらず、2006年1月1日以前に免許を受けた者で、臨床実習要件の5年間を終了させることに同意し、副項 (a) (3) (B) に規定された施設で診療に従事、または歯科審議会によって認定された歯科教育プログラムに常勤で教育に従事した場合、2年の任期が満了すると、免許のすべての制限が取り除かれ、カリフォルニア州で診療に従事することが可能となる。
- (g) 本条項に定める免許は、第 1972 項に基づき、有効とする。

1635.7

第 1635.5 項に基づき発行される免許は、第 1645 項に規定される継続学習を経て更新しなくてはならない。

1636.4

- (a) 議会は外国の歯科大学を卒業した者が米国で認定された大学と同等の教育を受けていることを免許申請の要件とする。
- (b) 歯科審議会は副項 (d) の規定に基づき外国の歯科大学を承認する。
歯科審議会は外部の機関に外国の歯科大学の調査を委託する。委託された調査機関はその結果を歯科審議会に報告する。
- (c) 歯科審議会は外国の歯科大学の認定に際し、副項 (b) の規定による調査結果を評価するための技術諮問委員会を設立する。技術諮問委員会は歯科審議会が選定し、承認を求める歯科大学が推薦する米国の歯科教育者 5 名のうち 2 名を含む 4 名の歯科医師で構成される。技術諮問委員会の委員は、認定を申請する学校と提携してはならない。
- (d) 承認を申請する外国の歯科大学は米国で認定された教育機関と同等の教育課程および臨床実習であることを申請書に記載する。
カリキュラム、教員資格、学生の出席、設備、及びその他の関連要因を評価する。歯科審議会は技術諮問委員会と協力し、本項目に定める一貫した基準で審査手続きを行う。学生の臨床教育が妨げられるような環境である場合は認可しない。
- (e) 承認された歯科大学に対し、定期的な調査および評価を行い、本項目の遵守を確認する。暫定的な承認の場合も含む。暫定的な承認期間は、歯科審議会が決定し、最長で 3 年とする。暫定的な承認の規則は歯科審議会が定める。暫定期間には歯科審議会が指摘した欠陥を克服するための十分な期間を与えるものとする。暫定期間の終了および、承認が決定するまでに申請中の教育機関は欠陥が是正された証明を提出しなければならない。承認後は本項目を遵守している証明を提出しなければならない。歯科審議会が承認を拒否した場合、歯科審議会は申請校の要求に応じて、不備、欠陥のリストを発行する。90 日以内にリストの内容が是正された場合、承認される。
- (f) 歯科審議会の決定により、承認申請の時点で 1,000 ドル(\$ 1,000) 以下の申請料を徴収する。また、調査の費用は申請校が負担する。
- (g) 歯科審議会は承認の更新に際して、500 ドル (\$ 500) 以下の更新手数料を徴収する。承認された教育機関は 7 年ごとに更新申請書を提出する。更新されない承認は自動的に無効となる。

1636.6

州議会はここにカリフォルニア州の人々が質の高い歯科医療を受けられるように、カリフォルニア州の歯科医師免許を申請した外国の歯学部を卒業した者も、歯科審議会が承認した学校と同程度の実習を受け、技術を身につけていることを宣言する。議会はさらに、外国の歯学部を卒業した者が第 1636 項に定める修復技術試験に多数落第し、繰り返し受験していることから、その教育課程の妥当性評価が不十分であるとする。

落第した受験者に対し、歯科審議会は 2 年間の追加研修を課している。外国の歯科大学を卒業した者に対して追加研修を行っているのはカリフォルニア州の 5 つの歯学部のうち、3 つの学部だけである。

したがって、議会はここに、カリフォルニア州のすべての歯科大学が外国の歯科大学を卒業した者に対して追加研修を行うことを要請する。

第 2.4 条 顎顔面口腔外科

1638-1638.7

1638

- (a) この条項では、「顎顔面口腔外科」を、顎顔面口腔領域における硬組織および軟組織の疾病、怪我、欠損に対する機能性および審美性の診断、治療および付随する療養と定義する。
- (b) 医師法（第 5 章（第 2000 項～））で定められた外科の医師免許をもち、かつ、他の州における歯科医師免許をもつ者でカリフォルニア州の歯科医師免許を持たない場合は、所定の様式で歯科審議会に顎顔面口腔外科医師免許を申請することができる。
- (c) カリフォルニア州医師免許を持つ者が米国歯科医師会の専門委員会に認定された顎顔面口腔外科医師の認定証を提出した場合、歯科審議会より顎顔面口腔外科医師免許を与える。
- (d) 申請料 150 ドル（\$150）と歯科審議会が定める様式で判別可能な指紋を 2 組を提出する。

1638.1

- (1) 第 1634 項に規定された免許を持ち、顔面美容外科医師の申請をする場合は歯科審議会が定める所定の様式に従う。
- (2) 本項目に基づき免許は 2 年間有効で、免許更新時に資格を更新する。
また、許可証で承認された能力を維持していることの証明証を、6 年ごとに資格認定委員会へ提出しなければならない。副項 (e) の (1) 項で規定に基づく許可証で承認された能力がないとされた場合、資格認定委員会許可を制限する。
- (b) 歯科審議会は、人の健康、安全及び福祉を保護する必要があると判断した場合は許可証の発行を規制することができる。
- (c) 顔面美容外科医師の申請をする者は以下の全てを歯科審議会の定める様式で提出しなければならない。
 - (1) 米国歯科医師会が認定した顎顔面口腔外科の研修プログラムを修了した証明
 - (2) 申請者が以下の (A) または (B) の基準を満たしていることの証明
 - (A) (i) の認定を受けた、またはアメリカ口腔顎顔面外科学会の認定を受けた。
 - (ii) 米国歯科医師会の歯科認定委員会の認定を受けた臨床研修プログラムまたは後期臨床研修プログラムで教育を受け、外科的処置を行うために必要な能力を有することの証明証
 - (iii) 臨床研修で以下の項目から 10 症例
 - (I) 顔面の骨軟骨に対する鼻形成術と耳形成術
 - (II) 口唇、眼瞼、顔面の皮膚の再構築、
 - (iv) 申請者が保持する、任意の一般急性期病院と一般外科外来における外科医療の許可証
 - (B) (i) 前項における任意の一般急性期病院と一般外科外来において外科医療の許可証を保持していること
 - (ii) (A) の (iii) に示された書類
 - (3) 申請者が、一般急性期病院に勤務し、病院の内規に基づいて必要な権限を保持していることの証明。
- (d) 申請料は 500 ドル（\$ 500）。更新料は、200 ドル（\$ 200）
- (e) (1) 歯科審議会は、申請者の資格を審査する資格認定委員会を任命する。資格認定委員会は審査により、許可証発行の可否を歯科審議会に報告する。
本項目に規定された基準を満たしていない場合や申請者が本項目に規定された全ての内容を要求していない場合は許可の内容が制限される。
- (2) 資格認定委員会は以下の 5 名で構成される。
 - (A) カリフォルニア州において、一般急性期病院に勤務し、人工物による再建手術を専門とする外科医師。
 - (B) カリフォルニア州において、一般急性期病院に勤務し、耳鼻科を専門とする外科医師。
 - (C) カリフォルニア州において、一般急性期病院に勤務し、アメリカ口腔外科学会認定の顎顔面口腔外科医 3 名、うち 1 名はカリフォルニア州外科医の資格を有する者。この項目の発効日後 2 年間、資格認定委員に任命された顎顔面口腔外科医で外科医師の資格を保持していない者は、この項の規定により許可証を保持してなければならない。
 - (3) 歯科審議会は、以下の組織から資格認定委員会を任命する。
 - (A) カリフォルニア州医事委員会
 - (B) カリフォルニア州歯科医師会
 - (C) 歯科口腔外科学会カリフォルニア州支部
 - (D) カリフォルニア州医師会
 - (E) 整形外科学会カリフォルニア州支部。
 - (F) その他、歯科審議会が適切と判断した組織

- (4) 資格認定委員会は、許可証の申請を評価するために、歯科審議会と会議を行う。歯科審議会に勧告を行うために3名の委員が必要である。
- (f) 一般急性期病院、認定外科外来、あるいは医療機関認定合同委員会（JCAHO）認定外科外来、米国外来ヘルスケア協会（AAAHC）、メディケア・プログラム、安全衛生法第1248.1項副項（g）に基づき、カリフォルニア州医事委員会によって承認された認定機関以外では顔面美容外科を選択しなくてもよい。
- (g) 本項では次の用語を定義する。
- (1) 「選択的美容外科」とは安全衛生法第1367.63項副項（d）の美容整形手術に定義され、安全衛生法第1367.63項副項（c）で定義されている再建手術は除外される。
 - (2) 「顔」とは、第1625項または歯科審議会が規定する人体の領域を指す。
- (h) 許可証の保持者は、第2216.2項の要件を満たす任意の医療過誤保険やその他の金銭的な保証がされていない場合、選択的顔面美容外科を行ってはならない。
- (i) 許可証の保持者は、外科医と同様に安全衛生法第1248.15項副項（a）（2）（d）、および第2240項に規定された要件を満たさなければならない。
- (j) この項に違反した場合は懲戒処分又は保護観察処分を受け、許可証および免許証が失効する。本項目はカリフォルニア州行政法第2編第3段第2部第5章（第11500～）に準拠して実施され、歯科審議会が全ての権限を有する。
- (k) 2009年1月1日より、4年ごとに、歯科審議会は、次の項目を歯科審議会および理事会、消費者保護会の合同委員会に報告しなければならない
- (1) 第1634項副項（a）に基づき選択的顔面美容外科の許可証を申請した人数
 - (2) 歯科審議会に対する資格認定委員会による勧告
 - (3) 資格認定委員会による提言を受けた歯科審議会の活動
 - (4) 選択的顔面美容外科の許可証を受けた人数
 - (5) 選択的顔面美容外科の許可証を受けた者の手術に対する患者からの苦情の件数
 - (6) (5)の苦情への歯科審議会の対応

1638.2

- (a) 他の規定にかかわらず、第1634項に規定された選択的顔面美容外科の許可証を受けた者は、患者が30日以内に選択的顔面美容外科を受診していた場合は手術を行ってはならない。また、手術に際しては最後の手術の終了した日付を確認し、適切な診査を行い、以下の内容を書面で確認しなくてはならない。
- (1) 外科医師の氏名
 - (2) (1)の者が、第1634項の規定に基づき、本項目の選択的顔面美容外科の許可証を受けていること。
- (b) (a)に記載されている適切な診査には、既往歴の聴取を含む。
- (c) 適切な診査および既往歴の聴取は（a）および（b）に準拠する。
- (d) 本項目への違反は、犯罪にならない。

1638.3

- (a) 顎顔面口腔外科許可証の更新料は第1724項の規定に基づき、歯科医師免許の更新料と同じでなければならない。
- (b) 本章の全ての規定は特別許可を受ける全ての歯科医師に適用される。

1638.5

顎顔面口腔外科の許可証はカリフォルニア州医師免許の有効期間が切れた場合自動的に失効する。

1638.7

第139項に基づく歯科医師職業調査には顎顔面口腔外科医師の教育および臨床成績の項目を含めて、歯科審議会および理事会、消費者保護会の合同委員会に報告しなければならない。

第2.5条 特別許可

1640-1642

1640

以下のすべての要件を満たす者には特別許可を与える。

- (a) 歯科審議会が認定したカリフォルニア州の歯科大学において、常勤の教授、准教授または助教の契約が審理中である証明
- (b) 歯科審議会が認定した歯科大学の卒業証
- (c) 専門歯科審議会の認定証または、歯科審議会認定の先進教育プログラム修了証
- (d) 歯科審議会作成のカリフォルニア州法および倫理試験の合格証
- (e) 所定の手数料の納入

1640.1

本項目では、以下の定義を用いる

- (a) 「専門」とは米国歯科医師会および歯科審議会によって承認された専門領域。
- (b) 「専科」は米国歯科医師会で専門として承認されていないが、歯科審議会認定の歯科大学で提供される先進教育プログラムの科目
- (c) 「歯科審議会認定の歯科大学」とは、歯科審議会と相互認定協定を締結している米国歯科医師会の認定委員会または歯科審査会独自のプロセスで承認される歯科学校や大学を指す。

1640.2

- (a) 歯科審議会は、特別許可を与える者の人数を適切に管理する。
- (b) 歯科審議会は、特別許可を受けた者が、7年以内にカリフォルニア州の歯科大学で常勤の契約中に、非常勤への変更を届け出た場合、受理する。
- (c) 特別許可を受けた者は、大学の教員として、週一日以上診療に従事すること。

1640.3

歯科審議会は次の要件を満たす場合、第1640項の要件を満たしていない歯科医師に特別許可を与える。

- (a) 歯科医師で、次の条件のいずれかを満たす者
 - (1) 米国歯科医師会および歯科審議会によって承認された専門領域の専門医で、契約が審理中である歯科大学の学部長からの、大学教育に有益な人材である旨の推薦書
 - (2) 契約が審理中である歯科大学の学部長からの、大学教育に有益な人材である旨の推薦書
- (b) 申請者の大学における学歴および臨床経験の証明
- (c) 歯科大学の卒業証書の写し
- (d) 有効な歯科医師免許の写し
- (e) 歯科審議会が認定したカリフォルニア州の歯科大学において、常勤の教授、准教授または助教の契約が審理中である証明
- (f) 大学の教員資格認定委員会または教員審査委員会により大学に不可欠な人材として認定され、歯学部長からの、歯学部長宛ての推薦書
- (g) 副項(a)の(1)に定める特別許可の数は1学部5名までとする。また、副項(a)の(2)に定める特別許可の数は1学部5名までとする。
- (h) 歯科審議会作成のカリフォルニア州法および倫理試験の合格証
- (i) 所定の手数料の納入

1642

特別許可証を受けた者はその許可された施設における専門または専科において、歯科審議会が以下に定める期間および環境において診療が可となる

- (a) 特別許可を受けた者は歯科審議会と交わした契約書の写しを保持しなくてはならない。契約書には、歯科大学との雇用契約が終了した場合、特別許可は失効し、第2条(第1625項～)に規定される免許試験に合格するまで診療行為ができなくなる旨を記載していること。
- (b) 特別許可を受ける者は歯科審議会が認定したカリフォルニア州の歯科大学において、常勤または非常勤の教授、准教授または助教でなければならない。
“常勤”とは週4日以上勤務、“非常勤”は、週3日以下の勤務と定義する。
- (c) 特別許可を受けた者はこの章の全ての項目を遵守する。ただし、免許は毎年更新しなければならない。

第2.6条 生涯教育

1645-1645.1

1645

- (a) 歯科審議会は、本章で規定された免許保持者が免許取得後に進展した歯科医療について、歯科審議会が本章で規定する生涯教育を1つ以上受講することが公衆衛生および保健上必要と判断した場合、第1974項に基づく2年ごとの更新の条件として課すことができる。本項目に反する場合、免許は失効する。
- (b) 歯科医師免許を持つ者は歯科審議会の規定に基づき、免許更新の条件として、特定の領域で必要な生涯教育を受講しなければならない。歯科審議会が定める必須科目は一般的な治療内容、衛生と安全、法と倫理に関してである。必須科目は更新ごとに歯科医師は15時間以内、歯科助手は7.5時間以内とする。必須科目は副項(a)に定めた生涯教育の履修単位として認定される。

1645.1

- (a) 2006年1月1日までに歯科助手の免許を受けた者は放射線安全確保と歯面研磨の認定コースを受講し、修了証を歯科審議会に提出する。その内容及び、時間は歯科審議会が定めるものとする。本項目に従わない場合、免許は自動的に失効するが、その後、必要な修了証を提出した場合は有効となる。受講した認定コースは第1645項に規定する生涯教育の履修単位として認められる。

- (b) 前項 (a) に準拠した場合、診療に従事していない歯科助手免許保持者は診療に従事することができる。

第 2.7 条 全身麻酔の使用

1646-1646.9

1646

本項目で定義する“全身麻酔”とは、薬理的または非薬理的方法により誘発された保護反射の消失などにより、意識低下や無意識の状態を維持管理することを意味する。

1646.1

- (a) カリフォルニア州歯科医師免許および全身麻酔の許可証を持つ者、あるいは第 1638 項または第 1640 項に規定された有効な許可証と歯科審議会認定全身麻酔許可証を持つ者でなければ、外来で歯科を受診する患者に全身麻酔の実施あるいは指示を出してはならない。
- (b) 歯科医師が直接その場にいなければ全身麻酔の指示をしてはならない。
- (c) 本章の規定に従い、全身麻酔の許可証は更新されない限り、第 1715 項に定める日に失効する。
- (d) 本項目は局所麻酔および意識下鎮静法には適用されない。

1646.2

- (a) 全身麻酔の維持管理または、指示を行おうとする歯科医師は歯科審議会が定める様式で申請する。申請する歯科医師は申請料と歯科審議会が認定した内容で 1 年以上麻酔学および関連領域を履修した旨の証明書を提出する。
- (b) 申請書には、必要な機材が施設に設置されていることを記載する。

1646.3

歯科審議会による許可証を受けた歯科医師は患者の病歴、身体評価、全身麻酔記録を保管しなければならない。

1646.4.

- (a) 全身麻酔の許可証の発行または更新前に、歯科審議会は、許可証取得者が使用する施設、設備、人員及び手法について立ち入り検査を行う。この検査に不合格となった場合、その通知後 30 日以内に再度立ち入り検査に合格しなければ、許可証は失効する。許可証を受けた歯科医師は、5 年に 1 回以上の立ち入り検査を受けなければならない。検査を拒否した場合、許可証は失効する。
- (b) 歯科審議会には、歯科外来における全身麻酔の専門家に立ち入り調査を委託する。立ち入り調査を委託された専門家は許可証の発行、立ち入り検査を受ける者および施設を決定する権限は持たない。

1646.5

許可証の更新に際して、全身麻酔に関する研修を 24 時間受ける必要がある。この研修は第 1645 項に基づき、歯科審議会が定める生涯教育の単位としても認められる。

1646.6

- (a) 許可証の発行または更新の手数料は 250 ドル (\$250) 以下とする。
- (b) 立ち入り検査の手数料は、350 (\$350) ドル以下とする。
- (c) 本項に規定される手数料は、歯科審議会が本項の規定を管理及び実施する際の費用に相当することが、議会で定められている。
- (d) 歯科審議会の判断により、第 1646.4 項副項 (b) に規定された請負業者は立ち入り検査の手数料を徴収することができる。

1646.7

- (a) 本条項に違反し、職業倫理に反する行為をした場合、歯科医師は懲戒処分又は保護観察処分を受け、許可証および免許証が失効する。
- (b) 本項または第 1682 項のいずれかに違反した場合、内科医、または外科医はカリフォルニア州歯科審議会によって、免許停止または免許取り消しとなる。
カリフォルニア州歯科審議会による、内科医、または外科医の免許停止または免許取り消しの権限は本項目により規定される。
内科医、または外科医による本項目への違反行為を、職業倫理に反する行為としてカリフォルニア州医事委員会が認めた場合、更なる措置として、カリフォルニア州歯科審議会は第 5 章 (第 2000 項～) の規定に基づき、カリフォルニア州医事委員会に審議を依頼する。
カリフォルニア州歯科審議会による、内科医、または外科医の免許停止または免許取り消しは、懲戒処分、調査開始のための行動、第 2220.5 項に規定されたカリフォルニア州医事委員会による懲戒処分に該当するものではない。
- (c) 本条に基づく手続は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章 (第 11500～) に準拠して実施されるものとし、カリフォルニア州歯科審議会は、その中で付与されたすべての権限を有する。

1646.8

この章は、第 1625 項の定義に基づき、歯科医師に対して、歯科治療以外の全身麻酔の管理、施行を認可するものではない。

1646.9

- (a) 第 1646.1 項を含む法律の他の規定にかかわらず、第 5 章（第 2000 項～）に規定される内科医または外科医は、以下の条件を満たす場合、認可を受けた歯科医院において、歯科医が本項目に基づく許可証を保持していなくても、歯科患者に対し、全身麻酔を行うことができる
 - (1) カリフォルニア州の内科あるいは外科の医師免許を保持している。
 - (2) 内科医または外科医が、副項 (b) に基づき、カリフォルニア州歯科審議会が発行した全身麻酔許可証を取得している。
- (b) (1) 副項 (a) に記載された全身麻酔を行う内科医または外科医は、歯科審議会が定める申請書および、以下のすべてを提出しなければならない：
 - (A) 手数料
 - (B) 第 2079 項に定める米国卒後医学教育協議会が認定した麻酔科臨床研修の修了証がカリフォルニア州医事委員会によって認可を受けていること。
 - (C) 全身麻酔を行う歯科院において、カリフォルニア州歯科審議会が定める機器備品、医薬品を全て保有し、使用可能な状態であることを証明する書類。
 - (D) 申請者の所属する病院の医療従事者の情報
- (2) 本条項に基づく許可証の発行や更新に先立って、カリフォルニア州歯科審議会は施設、設備、人員及び手法について立ち入り検査および評価を行う。
全身麻酔の手法の評価はカリフォルニア州歯科審議会が契約した外来全身麻酔の専門家が行わなければならない。
- (3) 立ち入り検査に不合格となった場合、その通知後 30 日以内に再度立ち入り検査に合格しなければならない。許可証を有する内科医または外科医は、6 年に 1 回以上の立ち入り検査を受けなければならない。検査を拒否した場合、許可証は失効する。

第 2.8 条 意識下鎮静の使用

1647-1647.9

1647

- (a) これまで歯科医師および歯科医師の承認を受けた者によって患者の麻酔および鎮静が安全に行われてきたこと、そして、患者が今後も安全に治療を受けるため、患者の麻酔および鎮静を行う際の医薬品および手技の増加に対し、新たな法の規制が必要であることを議会は承認する。
- (b) 州議会は、さらに以下のことを宣言する。
 - (1) 1980 年以前に制定された法律は全身麻酔と意識下鎮静に対し、それぞれ別個の定義をしていた。
 - (2) 歯科治療では、全身麻酔と意識下鎮静が連続的に行われ、明確に区別することができない。
 - (3) 鎮静を行い、徐々に意識の状態が変化していく中で、その変化を予測することは困難な場合もある。
 - (4) ほとんどの場合、鎮静のレベルは鎮静をかける時間によって意識レベルの予測が可能となる。
- (c) 州議会は鎮静の実施により、意識の喪失が起こる可能性があることを踏まえ、全身麻酔の教育も必要であることを付け加える。鎮静の度合いについて、歯科の文献では「深い鎮静」と「軽い全身麻酔」と表現している場合がある。しかし、一般的に「軽い意識下鎮静」は不可抗力による意識の喪失が起きない程度に安全性を考慮したもので、意識レベルが予測可能なものとなるよう教育する必要がある。

1647.1

- (a) この条項で規定しているように、「意識下鎮静」は、薬理的または非薬理的方法の応用により意識レベルの低下を最低限におさえ、自発呼吸を維持し、身体的な刺激や呼びかけに応答できる状態を意味している。「意識下鎮静」には薬物の経口投与によるものや、亜酸化窒素および酸素の混合ガスを用いる方法は含まれない。
- (b) 意識下鎮静に使用する薬剤や手技は不可抗力による意識の喪失が起きない程度に安全性を考慮したものでなければならない。さらに、患者の応答が、痛み刺激によるものだけとなった場合は意識下鎮静とはいわない。
- (c) 乳幼児または障害者など、呼びかけに対する応答が困難である場合、鎮静による意識レベルの低下は最小限におさえなければならない。

1647.2

- (a) 以下の条件のいずれかが満たされない場合、歯科医師は歯科の外来患者に意識下鎮静を行ってはならない。
 - (1) カリフォルニア州歯科審議会認定の歯科医師免許を有し、有効な全身麻酔許可証、または意識下鎮静許可証を保持していること。
 - (2) 第 1638 項または第 1640 項で規定された許可証を有する歯科医師で、有効な麻酔許可証を保持しているか、歯科審議会が認定した意識下鎮静許可証を保持していること。

- (b) 規定に基づき、更新されない場合、意識下鎮静許可証は、発行後、第 1715 項に規定された日に無効となる。
- (c) この条項は局所麻酔または全身麻酔には適用されない。
- (d) 鎮静をかけている間、歯科医師はその施設内にいなければならない。

1647.3

- (a) 意識下鎮静を行う歯科医師は歯科審議会が定める申請書を提出しなければならない。その他、申請に際し、歯科医師は手数料と副項 (c) の要件を満たした意識下鎮静に関する研修の修了証を提出する。
- (b) 申請には、歯科審議会が定める機器および薬品が準備されていることを書面で提出する。
- (c) 以下の要件を満たす、歯科審議会認定の意識下鎮静に関する研修を受けなければならない。
 - (1) 60 時間以上の研修
 - (2) 異なる意識下鎮静の症例を 20 例以上
 - (3) 米国歯科医師会の定めた「歯科における不安と痛みの包括的なコントロール」のガイドラインに準拠した内容

1647.5

許可証を受けた者は更新の条件として意識下鎮静に関連する認定研修を 15 時間受講する。認定研修は第 1645 項に基づき、歯科審議会が定める生涯教育の履修単位に充当できる。

1647.6

意識下鎮静を行う前に既往歴と臨床検査を行わなければならない。
許可証を保持している歯科医師は歯科審議会の規定により臨床検査、既往歴および意識下鎮静の記録を保存しなければならない。

1647.7

- (a) 意識下鎮静の許可証の発行または更新前に、歯科審議会は、許可証取得者が使用する施設、設備、人員及び手法について立ち入り検査を行う。この検査に不合格となった場合、その通知後 30 日以内に再度立ち入り検査に合格しなければ、許可証は失効する。許可証を有する歯科医師は、6 年に 1 回以上の立ち入り検査を受けなければならない。検査を拒否した場合、許可証は失効する。
- (b) 第 1647.3 項で定める課程を修了した歯科医師は、立ち入り検査に先行して、歯科審議会より 1 年間の仮許可証を受ける。立ち入り検査に不合格となった場合、仮許可証は失効する。
- (c) 歯科審議会には、歯科外来における意識下鎮静の専門家に立ち入り調査を委託する。立ち入り調査を委託された専門家は許可証の発行、立ち入り検査を受ける者および施設を決定する権限は持たない。

1647.8

- (a) 許可証の発行および更新の手数料は 250 ドル (250 ドル) 以下とする
- (b) 立ち入り検査の手数料は、350 ドル (350 ドル) 以下とする。
- (c) 本項に規定される手数料は、歯科審議会が本項の規定を管理及び実施する際の費用に相当することが、議会で定められている。

1647.9。

本項に違反し、職業倫理に反する行為をした場合、歯科医師は懲戒処分又は保護観察処分を受け、許可証および免許証が失効する。本条に基づく手続は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章 (第 11500～) に準拠して実施されるものとし、カリフォルニア州歯科審議会は、その中で付与されたすべての権限を有する。

第 2.85 条 小児患者に対する経口意識下鎮静の使用

1647.10-1647.17

1647.10

本項目においては

- (a) 「経口意識下鎮静」は、薬物の経口投与によって最小限の意識レベルの低下におさえ、自発呼吸を維持し、身体的な刺激や呼びかけに応答できる状態を意味している
 - (1) 経口意識下鎮静に使用する薬剤や手技は不可抗力による意識の喪失が起きない程度に安全性を考慮したものでなければならない。さらに、患者の応答が、痛み刺激によるものだけとなった場合を経口意識下鎮静とはいわない。
 - (2) 乳幼児または障害者など、呼びかけに対する応答が困難である場合、鎮静による意識レベルの低下は最小限におさえなければならない。
- (b) 「年少患者」は 13 歳未満の患者を意味する。
- (c) 「認定」は、免許証を有する歯科医師およびおよび経口意識下鎮静を行う施設に対して、第 1647.12 項および第 1647.13 項で規定された要件を満たした場合に歯科審議会が許可証を発行することを意味する。

1647.11

- (a) 第 1647.2 の副項 (a) にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされない限り、歯科医師は外来で年少患者に経口意識下鎮静を行ってはならない。
 - (1) カリフォルニア州歯科審議会認定の歯科医師免許を有し、全身麻酔許可証、意識下鎮静許可証、第 1647.12 項に規定された歯科審議会認定の年少患者に対する経口意識下鎮静許可証のいずれかを保持していること。
 - (2) 第 1638 項または第 1640 項で規定された許可証を有する歯科医師で、全身麻酔許可証、意識下鎮静許可証、本項目に規定された歯科審議会認定の年少患者に対する経口意識下鎮静許可証のいずれかを保持していること。
- (b) 本項目に基づく更新がされない場合、年少患者に対する経口意識下鎮静許可証は歯科医師免許および許可証の有効期限が切れた時点で失効する。
- (c) 本項目は、局所麻酔または亜酸化窒素および酸素の混合ガスの使用または薬剤の術後投与には適用されない。

1647.12

年少患者の経口意識下鎮静を行う歯科医師で、第 1646.1 項および第 1646.2 項で規定された全身麻酔許可証または第 1647.2 項および第 1647.3 項で規定された意識下鎮静許可証を有しない者は歯科審議会が定める申請書を提出しなければならない。その他、歯科医師は手数料と次の要件のいずれかを満たしていることの証明書を出さなければならない。

- (a) 米国歯科医師会または歯科審議会によって認定された口腔顎顔面外科または小児歯科の大学院課程修了証。
- (b) 歯科審議会認定の歯周病、一般歯科プログラム、または高度臨床研修の修了証。
- (c) 歯科審議会認定の薬物の経口投与や鎮静に関する教育プログラムの修了証。

1647.13

許可証を受けた者は更新の条件として年少患者に対する経口意識下鎮静に関連する認定研修を 7 時間受講する。認定研修は第 1645 項に基づき、歯科審議会が定める生涯教育の履修単位に充当できる。

1647.14.

- (a) 年少患者に経口意識下鎮静を行う際は事前に既往歴と臨床検査を行わなければならない。年少患者に経口意識下鎮静を行う歯科医師は歯科審議会の規定により臨床検査、既往歴および経口意識下鎮静の手法を記録し保存しなければならない。
- (b) 年少患者に経口意識下鎮静を行う場合、歯科医師は患者に鎮静を行っている間および患者が施設を出るまでの間、同じ施設内にいなくてはならない。
- (c) 年少患者への経口意識下鎮静に使用する薬剤や手技は不可抗力による意識の喪失が起きない程度に安全性を考慮したものでなければならない。

1647.15

許可証の発行および更新に関わる手数料は、歯科審議会が本項目を実施する際の必要経費の枠を超えてはならない。記載されている料金は歯科医師免許証や許可証の更新の日に基づき比例配分される。

1647.16

法令による規定がない限り、年少患者への経口意識下鎮静を行う施設は歯科審議会の定める施設基準を満たしていなければならない。

1647.17

本項に違反し、職業倫理に反する行為をした場合、歯科医師は懲戒処分又は保護観察処分を受け、許可証および免許証が失効する。本条に基づく手続きは、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章 (第 11500～) に準拠して実施されるものとし、カリフォルニア州歯科審議会は、その中で付与されたすべての権限を有する。

第 2.86 条 経口意識下鎮静の使用

1647.18-1647.26

1647.18

本項目では、以下の用語を次のように定義する

- (a) 「成人患者」は 13 歳以上の患者を意味する。
- (b) 「認定」は、免許証を有する歯科医師およびおおよび経口意識下鎮静を行う施設に対して、第 1647.12 項および第 1647.13 項で規定された要件を満たした場合に歯科審議会が許可証を発行することを意味する。
- (c) 「経口意識下鎮静」は、薬物の経口投与によって最小限の意識レベルの低下におさえ、自発呼吸を維持し、身体的な刺激や呼びかけに応答できる状態を意味している。また、「経口意識下鎮静」は家庭で使用可能な薬物単独での最大使用量を示すものではない。
 - (1) 経口意識下鎮静に使用する薬剤や手技は不可抗力による意識の喪失が起きない程度に安全性を考慮したものでなければならない。さらに、患者の応答が、痛み刺激によるものだけとなった場合を経口意識下鎮静とはいわない。
 - (2) 障害者で、呼びかけに対する応答が困難である場合、鎮静による意識レベルの低下は最小限におさえなければならない。

1647.19

- (a) 第 1647.2 の副項 (a) にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされない限り、歯科医師は外来で成人患者に経口意識下鎮静を行ってはならない。
 - (1) カリフォルニア州歯科審議会認定の歯科医師免許を有し、全身麻酔許可証、意識下鎮静許可証、第 1647.20 項に規定された歯科審議会認定の成人患者に対する経口意識下鎮静許可証、第 1647.12 項に規定された歯科審議会認定の年少患者に対する経口意識下鎮静許可証のいずれかを保持していること。
 - (2) 第 1638 項または第 1640 項で規定された許可証を有する歯科医師で、全身麻酔許可証、意識下鎮静許可証、第 1647.20 項に規定された歯科審議会認定の成人患者に対する経口意識下鎮静許可証、第 1647.12 項に規定された歯科審議会認定の年少患者に対する経口意識下鎮静許可証のいずれかを保持していること。
- (b) 本項目に基づく更新がされない場合、成人患者に対する経口意識下鎮静許可証は歯科医師免許および許可証の有効期限が切れた時点で失効する。
- (c) 本項目は、局所麻酔、亜酸化窒素および酸素の混合ガスの使用または薬剤の術後投与には適用されない。

1647.20

成人患者の経口意識下鎮静を行う歯科医師で、第 1646.1 項および第 1646.2 項で規定された全身麻酔許可証、第 1647.2 項および第 1647.3 項で規定された意識下鎮静許可証、第 1647.12 項に規定された年少患者に対する経口意識下鎮静許可証のいずれも有しない者は歯科審議会が定める申請書を提出しなければならない。その他、歯科医師は手数料と次の要件のいずれかを満たしていることの証明書を提出しなければならない。

- (a) 米国歯科医師会または歯科審議会によって認定された口腔顎顔面外科の大学院課程修了証。
- (b) 歯科審議会認定の歯周病、一般歯科プログラム、または高度臨床研修の修了証。
- (c) 歯科審議会認定の薬物の経口投与や鎮静に関する教育プログラムの修了証。
- (d) すでに成人患者の経口意識下鎮静を行っていた歯科医師で、2005 年 12 月 31 日以前の 3 年間に行った成人患者の経口意識下鎮静 10 症例を歯科審議会の定める様式で提出。

1647.21

許可証を受けた者は更新の条件として成人患者に対する経口意識下鎮静に関連する認定研修を 7 時間受講する。認定研修は第 1645 項に基づき、歯科審議会が定める生涯教育の履修単位に充当できる。

1647.22

- (a) 成人患者に経口意識下鎮静を行う際は事前に既往歴と臨床検査を行わなければならない。成人患者に経口意識下鎮静を行う歯科医師は歯科審議会の規定により臨床検査、既往歴および経口意識下鎮静の手法を記録し保存しなければならない。
- (b) 成人患者に経口意識下鎮静を行う場合、歯科医師は患者に鎮静を行っている間および患者が施設を出るまでの間、同じ施設内にいなくてはならない。
- (c) 成人患者への経口意識下鎮静に使用する薬剤や手技は不可抗力による意識の喪失が起きない程度に安全性を考慮したものでなければならない。

1647.23

許可証の発行および更新に関わる手数料は、歯科審議会が本項目を実施する際の必要経費の枠を超えてはならない。記載されている料金は歯科医師免許証や許可証の更新の日にに基づき比例配分される。

1647.24

法令による規定がない限り、成人患者への経口意識下鎮静を行う施設は歯科審議会の定める施設基準を満たしていなければならない。

1647.25

本項に違反し、職業倫理に反する行為をした場合、歯科医師は懲戒処分又は保護観察処分を受け、許可証および免許証が失効する。本条に基づく手続は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章（第 11500～）に準拠して実施されるものとし、カリフォルニア州歯科審議会は、その中で付与されたすべての権限を有する。

1647.26

成人患者の意識下鎮静許可証の申請を処理するため、47000 ドル（\$47000）が、カリフォルニア州歯科基金から、消費者問題省の 2005-06 年度予算に充当された。

第 2.9 条 歯冠修復材料

1648.10-1648.20

1648.10